

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅諭印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	救急車整備計画のための贈与に 関する日本国政府とブータン王 国政府との間の交換公文	救急車整備計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	161,000 千円 H26.1.31まで	H23.1.25 ニューデ リー(イ ンボ)で (同日)	日本側 堂道秀明在ブータ ン大使(インボにて兼轄) ブータン側 ウェット・オプ・ ナムギヤル在インボ ータン大使	H23.2.4 27号
ブータン	貧困農民支援に関する日本国政 府とブータン王国政府との間の 交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄 与するために必要な生産物及び役務の購入	130,000 千円 H24.3.31まで	H23.3.21 ティンブ ーで (同日)	日本側 齋木昭隆在ブータ ン大使 ブータン側 カルマ・ツェ テーム国民総幸福委員会 次官	H23.4.1 123号
ブータン	サイクロン災害復興支援計画の ための贈与に関する日本国政府 とブータン王国政府との間の交 換公文	サイクロン災害復興支援計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	1,019,000 千円 H27.2.28まで	H23.8.8 ニューデ リー(イ ンボ)で (同日)	日本側 齋木昭隆在ブータ ン大使(インボにて兼轄) ブータン側 ゴエツ・オプ・ ナムギヤル駐日(在イン ボ)ブータン大使	H23.8.19 286号
ブータン	ブータン王国政府に対する贈与 に関する日本国政府とブータン 王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000 千円 -----	H23.11.28 ニューデ リー(イ ンボ)で (同日)	日本側 齋木昭隆在ブータ ン大使(インボにて兼轄) ブータン側 ゴエツ・オプ・ ナムギヤル駐日(在イン ボ)ブータン大使	H23.12.14 396号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。